

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(育児休業の承認)</p> <p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするとき、又は同法第3条第3項において準用する同法第2条第2項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による育児休業承認請求書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</p> <p>2 育児休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による養育状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 育児休業に係る子が死亡した場合</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 [略]</p> <p>2 前項の職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による育児短時間勤務承認請求書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第34条第7号の特別休暇を請求した職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>(育児休業の承認)</p> <p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするとき、又は<u>育児休業法</u>第3条第3項において準用する<u>育児休業法</u>第2条第2項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による育児休業承認請求書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</p> <p>2 育児休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による養育状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 育児休業に係る子<u>(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第35条第1項を除き、以下同じ。)</u>が死亡した場合</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 [略]</p> <p>2 前項の職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき、<u>又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による育児短時間勤務承認請求書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第34条第7号の特別休暇<u>又は第35条の3の介護時間</u>を請求した職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇<u>又は当該介護時間</u>の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>5～8 [略]</p>

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第17条の6 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。)第61条第23項に規定する深夜における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による深夜勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。

第17条の8 第17条の6の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(4) [略]

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第17条の6 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。)第61条第27項に規定する深夜における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による深夜勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。

第17条の8 第17条の6の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(4) [略]

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該職員が現に監護するもの並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び同条第2項に規定する養育里親(以下「養育里親」という。))である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。))をいう。以下同じ。))が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。))又は養子縁組が成立することなく児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第17条の6に規定する職員に該当しな

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第17条の6の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求があつたものとみなす。

3・4 [略]

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第17条の9 3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために育児介護休業法第61条第16項に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。

第17条の10 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために育児介護休業法第61条第19項に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。

第17条の12 第17条の9又は第17条の10の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

2～4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第17条の13 第17条の6から前条まで(第17条の8第1項第3号及び第4号、第17条の9、第17条の11第2項並びに前条第1項第3号及び第2項各号を除く。)の規定は、第35条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第17条の6中「小学校就学の始期

くなくなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第17条の6の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であつたものとみなす。

3・4 [略]

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第17条の9 3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために育児介護休業法第61条第19項に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。

第17条の10 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために育児介護休業法第61条第23項に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。

第17条の12 第17条の9又は第17条の10の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立することなく児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第17条の9又は第17条の10に規定する職員に該当しなくなった場合

2～4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第17条の13 第17条の6から前条まで(第17条の8第1項第3号から第6号まで並びに前条第1項第3号から第5号まで及び第2項各号を除く。)の規定は、第35条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第17条の6中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるもの

に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「第17条の13に規定する要介護者（以下この条、第17条の8、第17条の10及び第17条の12において「要介護者」という。）のある職員が医療局長が定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「第61条第31項」とあるのは「第61条第32項」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第17条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第17条の10中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条第25項」とあるのは「第61条第26項」と、第17条の11中「前2条」とあるのは「前条」と、同条第1項中「ならない。この場合において、第17条の9の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項中「第17条の9又は第17条の10」とあるのは「第17条の10」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「第17条の9又は第17条の10」とあるのは「第17条の10」と、「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（配偶者同行休業）

第17条の16 [略]

2 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「第35条第1項に規定する要介護者（以下この条、第17条の8から第17条の10まで及び第17条の12において「要介護者」という。）のある職員が医療局長が定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「第61条第27項」とあるのは「第61条第28項において準用する同条第27項」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第17条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第17条の9中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条第19項」とあるのは「第61条第20項において準用する同条第19項」と、第17条の10中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条第23項」とあるのは「第61条第24項において準用する同条第23項」と、第17条の11第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、同条第4項中「前2条」とあるのは「第17条の9又は前条」と、「は、当該請求」とあるのは「は、それぞれ公務の運営への支障の有無又は当該請求」と、「おいて、当該請求」とあるのは「おいて、公務の運営に支障がある日又は当該請求」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（配偶者同行休業）

第17条の16 [略]

2 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

(1) 当該職員の申請に係る配偶者が死亡した場合又は職員の配偶者でなくなった場合

(2)～(5) [略]

(休暇の種類)

第31条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(6) [略]

(7) 職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性職員にあつては、その妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第20号及び第21号において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあつては、その妻が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は同条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める回数及び期間）

(8) [略]

(9) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）

(1) 当該職員の申請に係る配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第34条第14号において同じ。）が死亡した場合又は職員の配偶者でなくなった場合

(2)～(5) [略]

(休暇の種類)

第31条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(6) [略]

(7) 職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望しているもの若しくは養育里親であつて養子縁組によって養親となることを希望しているもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。以下この号において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める回数及び期間）

(8) [略]

(9) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）

を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

- (10) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の医療局長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その介護する者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの（当該職員と同居している者に限る。）

(11)～(13) [略]

- (14) 忌引の場合 次の表に定める期間内において必要と認める期間

親 族	日 数
<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>	[略]
[略]	[略]

[略]

(15)～(19) [略]

- (20) 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 別に定める期間内における3日の範囲内の期間

(21)～(25) [略]

(介護休暇)

第35条 介護休暇は、職員が次に掲げる者（第5号及び第6号においては、職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないこ

を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

- (10) 次条第1項に規定する要介護者の介護その他の医療局長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（同項に規定する要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(11)～(13) [略]

- (14) 忌引の場合 次の表に定める期間内において必要と認める期間

親 族	日 数
配偶者	[略]
[略]	[略]

[略]

(15)～(19) [略]

- (20) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 別に定める期間内における3日の範囲内の期間

(21)～(25) [略]

(介護休暇)

第35条 介護休暇は、職員が要介護者（次に掲げる者（第6号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。

とが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1)～(6) [略]

2 介護休暇の期間は、前項各号に掲げる者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

)の介護をするため、所属長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1)～(6) [略]

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、所属長に対し行わなければならない。

4 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を所属長に申し出なければならない。

6 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定する

ものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第35条の2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする次条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第35条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第35条の4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（部分休業又は医師等に係る部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から部分休業又は医師等に係る部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（休暇の単位等）

第36条 [略]

2～5 [略]

6 介護時間の単位は、30分とする。

7 [略]

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第36条の2 病気休暇、特別休暇（第34条第6号、第7号及び第11号の休暇を除く。次項において同じ。）介護休暇及び介護時間については、次項及び第3項の規定により、所属長の承認を受けなければならない。

2 [略]

3 所属長は、介護休暇又は介護時間の請求について、第35条第1項又は第35条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

4 交代制職員に対する介護時間の承認については、なか出

（休暇の単位等）

第36条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

（病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認）

第36条の2 病気休暇、特別休暇（第34条第6号、第7号及び第11号の休暇を除く。次項において同じ。）及び介護休暇については、次項及び第3項の規定により、所属長の承認を受けなければならない。

2 [略]

3 所属長は、介護休暇の請求について、第35条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

<p>(介護休暇の請求)</p> <p>第37条の2 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ所属長に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>第35条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態</u>について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。</p> <p>(介護休暇の承認の決定)</p> <p>第37条の3 前条第1項の請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日後の期間が含まれている場合における当該期間については、所属長は、当該1週間を経過する日までに承認するかどうかを決定することができる。</p> <p>(証明書類の提出)</p> <p>第37条の4 所属長は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</p>	<p><u>勤務日に限り行うものとし、日勤職員として介護時間の承認を受けた職員が交代制職員になった場合の当該介護時間の承認は、なか出勤勤務日に限り承認されたものとみなす。</u></p> <p>(介護休暇及び介護時間の請求)</p> <p>第37条の2 介護休暇又は<u>介護時間</u>の承認を受けようとする職員は、あらかじめ所属長に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>介護休暇の承認を受けようとする場合</u>において、<u>1回の指定期間</u>について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合<u>その他の別に定める場合には、別に定める期間</u>)について一括して請求しなければならない。</p> <p>(介護休暇の承認の決定)</p> <p>第37条の3 前条第1項の<u>規定による介護休暇</u>の請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日後の期間が含まれている場合における当該期間については、所属長は、当該1週間を経過する日までに承認するかどうかを決定することができる。</p> <p>(証明書類の提出)</p> <p>第37条の4 所属長は、介護休暇又は<u>介護時間</u>について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</p>
<p>2 第17条の8 第17条の6の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該職員が現に監護するもの並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親</u>である職員に委託されている児童のうち当該職員が<u>養子縁組</u>によって<u>養親</u>となることを希望している者及び同条第2項に規定する<u>養育里親</u>(以下「<u>養育里親</u>」という。)である職員に委託されている児童のうち当該職員が<u>養子縁組</u>によって<u>養親</u>となることを希望している者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができな</p>	<p>第17条の8 第17条の6の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該職員が現に監護するもの並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>(以下「<u>養子縁組里親</u>」という。)である職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する<u>養育里親</u>(以下「<u>養育里親</u>」という。)である職員に委託されている児童のうち当該職員が<u>養子縁組里親</u>である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。)をいう。以下同じ。)が、民法第817条</p>

い者に限る。)をいう。以下同じ。)が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立することなく児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) [略]

2～4 [略]

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(6) [略]

(7) 職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望しているもの若しくは養育里親であつて養子縁組によって養親となることを希望しているもの(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。))を含む。以下この号において同じ。))が当該子の保育をすることができる場合を除く。) 1日2回それぞれ1時間の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める回数及び期間)

(8)～(25) [略]

の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立することなく児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) [略]

2～4 [略]

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(6) [略]

(7) 職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親であつて養子縁組里親であるもの(同条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。))を含む。以下この号において同じ。))が当該子の保育をすることができる場合を除く。) 1日2回それぞれ1時間の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める回数及び期間)

(8)～(25) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程（表1の項の改正部分に限る。以下同じ。）による改正前の医療局企業職員就業規則第36条の2第3項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないもの（以下「職員」という。）の当該介護休暇に係るこの規程による改正後の医療局企業職員就業規則第35条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、所属長は、次項から附則第7項までの定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして、所属長に対し行わなければならない。
- 4 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を所属長に申し出なければならない。
- 6 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、施行日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり、介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 8 附則第3項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。